

遊休農地等再生対策支援事業実施要領

福島県農林水産部農村振興課

第1 目的

遊休農地は、病害虫や有害鳥獣の発生源となり、周辺の農地にも悪影響を与え、生産基盤としての機能低下をもたらすだけでなく、県土や自然環境の保全等の多面的機能や農村活力の低下を招く恐れがあることから、その再生利用は、本県農業の振興を図る上で重要な課題となっている。

このため、地域の話し合い等を通じて市町村等の事業実施主体が策定する遊休農地等再生計画（以下「事業実施計画」という。）に基づき、遊休農地を再生し、地域の担い手等が継続的に活用する取組を支援し、農地の利用促進を図ることを目的とするものである。

第2 事業の内容

本事業は、事業実施主体が策定する事業実施計画に基づき、農業者、農業公社、農業者の組織する団体（以下「取組者」という。）が、遊休農地において、作物生産等を再開するための再生作業及びこれと一体的な条件改善整備等を行うものであり、具体的な事業内容等については別表に定めるところによる。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村、市町村農業委員会及び地域耕作放棄地対策協議会等とする。

第4 事業対象農地

本事業の対象農地は、福島県内の農地のうち、「農地法に基づく利用状況調査」における1号、2号遊休農地とする。

第5 交付要件

次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業実施計画は、集落を単位として策定すること。ただし、複数集落が協力して一体的に取り組むことが効果的であると認められる場合は、複数集落をまとめて一つの計画として策定することも可能とする。

（集落の範囲は、農林業センサス「農業集落境界」による）

- (2) 1地区あたり事業費が10a当たり3万円以上、かつ200万円未満であること。
- (3) 取組者は、貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって遊休農地を引き受けて、再生作業等を行い、再生後、当該農地において5年間以上耕作を継続すること。
また、再生後は耕作することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は保全管理とすることも可能とする。
- (4) 取組者は、当該農地を荒廃させた直接の原因者でないこと。
- (5) 対象農地は、遊休農地等の解消を目的とした国及び県の補助事業の対象とならないこと。

なお、過去に遊休農地等の解消を目的として、国、県の補助金等の交付を受けたことがないことを原則とするが、別に定める条件により当事業の活用を可能とする。

第6 事業の実施等の手続き

1 事業実施計画の策定

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、当該年度の事業実施計画（様式第1号）を策定するものとする。

2 事業実施計画の認定

(1) 事業実施主体は、事業実施計画認定申請書(様式第2号)に第6の1で策定した事業実施計画を添付して農林事務所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。

(2) 所長は、(1)により提出された申請書等を確認し、農林水産部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。

(3) 知事は、申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、これを認定し、所長を経由し、事業実施主体に通知(様式第3号)するものとする。

(4) 所長は、(3)により通知された場合は、遅滞なく、事業実施主体に対し事業実施計画が認定されたことを通知(様式第4号)するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、福島県農村地域活性化事業補助金交付要綱(以下「県交付要綱」という。)第4条第1項に定められた基準のとおりとし、その手続きは、第6の1から2に準じて行うものとする。

なお、事業実施計画認定申請書(様式第2号)には、変更の理由(任意様式)を添付のこと。

第7 関係機関との連携

事業実施主体は、農林事務所と連携を図り、取組者に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

また、取組者は、本事業を適正かつ円滑に行うため、地域農業者、市町村、関係団体等の協力を得ながら実施するものとする。

第8 助成措置

1 県は、第6の2により認定した事業について、予算の範囲内において、県交付要綱の定めるところにより、事業に要する経費について補助するものとする。

2 補助率は、当該事業に係る補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額とする。

ただし、補助額は100万円未満とし、計算した結果に千円未満の金額があるときは、これを切り捨てるものとする。

第9 事業実績報告

1 事業実施主体は、事業を完了したときは、事業が完了した日から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日(補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合は、事業実施年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日までに事業実績報告書を作成し、所長に提出するものとする。

2 第9の1の事業実績報告は、事業実施計画(様式第1号)に準じることとし、これらを県交付要綱に基づく実績報告書(第1号様式)に添付して所長に提出するものとする。

なお、取得財産がある場合には、財産管理台帳(県交付要綱第8号様式)を作成し、併せて添付するものとする。

- 3 所長は、第9の2により提出された場合は、事業実施年度の翌年度の5月末日までに部長に提出するものとする。

第10 耕作状況の報告

- 1 事業実施主体は、再生後の作物作付け等の状況を随時確認するとともに、計画の達成に向けて取組者に対して必要な支援を行うこと。
また、再生作業後5年間は、毎年度耕作状況を確認の上、耕作状況報告書（様式第5号）を作成し、翌年度の12月末日までに所長に提出するものとする。
なお、耕作状況の確認は、事業実施年度中に耕作が行われた場合は、その年から5年間とし、作付時期等によりその年度からの耕作が難しい場合は、事業実施の翌年度から5年間とする。
- 2 所長は、第10の1により提出された耕作状況報告書について、1月末日までに部長に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、完了後5年以内に耕作されていない農地が確認された場合は、別紙の指導・支援フロー図により、営農を再開するために必要な指導や支援を行うとともに、新たな耕作者の確保等について検討するものとする。
- 4 第10の3によっても営農が再開されない場合は、取組者は事業実施主体を通じて、対象農地に係る補助金の全部又は一部を返還するものとする。ただし、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、この限りではない。

第11 事業実施後の財産の管理及び処分の制限

- 1 事業実施主体は、県交付要綱第12条で定める補助事業により取得した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、最も効果的な運用を図るものとする。
- 2 事業実施主体は、取得財産の管理にあたっては財産管理台帳を備え置き、取組者において、施設が適正に運用されるよう管理すること。
- 3 取得財産のうち処分制限期間を経過しないものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。
なお、本事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取り扱いについては、国の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じるものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年2月25日から施行する。

この要領は、令和5年2月14日から施行する。

別表（第2関係）

事業内容	<p>1 再生作業</p> <p>① 草・灌木の刈払、樹木の伐採・抜根などの障害物除去、深耕、整地作業</p> <p>② ①と併せて行う以下の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌改良（土壌改良用資材） ・種苗購入（果樹、アスパラガス等の減価償却資産（所得税法施行令第6条）となるものは除く。また、事業により種苗を購入する場合は、事業実施期間に作付けまで行うこと。） <p>ただし、②については、①の金額を超えない範囲を支給対象とする。</p> <p>2 条件改善整備</p> <p>1の再生作業に附帯して行う下記の条件改善整備の取組を支援</p> <table border="1" data-bbox="367 801 1337 1030"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 暗きょ排水工</td> <td>暗きょ排水の設置</td> </tr> <tr> <td>② 客 土</td> <td>耕土厚の確保のための客土 ※耕土厚は、田15cm、畑20cm以内の確保を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	① 暗きょ排水工	暗きょ排水の設置	② 客 土	耕土厚の確保のための客土 ※耕土厚は、田15cm、畑20cm以内の確保を限度とする。
種 類	内 容						
① 暗きょ排水工	暗きょ排水の設置						
② 客 土	耕土厚の確保のための客土 ※耕土厚は、田15cm、畑20cm以内の確保を限度とする。						